

令和元年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(令和元年度補正予算関係)

企業局

# 令和元年11月定例会議案説明資料目次

企 業 局

【予算関係】

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第4号	令和元年度鳥取県営電気事業会計補正予算(第1号)	経営企画課	
	1 債務負担行為に関する調書		1

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加) 電気事業

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
令和元年度 佐治発電所エレベータ保守委託	経営企画課	千円 2,808		千円	令和2年度から 令和4年度まで	千円 2,808	千円	千円	千円	千円



令和元年 11 月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(令和元年度 11 月補正予算等関係)

## 危機管理局

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が 0.0 人役となるものについては、人件費を 0 としています。

# 令和元年11月定例会議案説明資料目次

危機管理局

【予算関係】  
（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算（第3号）		
	1 補正予算説明資料	（総括表） 消 防 防 災 課	1 2
	2 債務負担行為に関する調書	消 防 防 災 課	3

【予算関係以外】

（報告）

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について （2）鳥取県税条例等の一部を改正する条例 （令和元年11月5日専決）	消 防 防 災 課	4

議案説明資料総括表

危機管理局（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
消防防災課	416,765	0	416,765					
合計	1,923,526	0	1,923,526					

説明

(消防防災課)

- ・【債務負担行為】消防防災ヘリコプター運航管理費

令和元年度一般会計補正説明資料

2款 総務費  
6項 防災費  
2目 消防連絡調整費

消防防災課(内線：7062)  
(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
消防防災ヘリコプター運航管理費	〔債務負担行為〕 0	〔債務負担行為〕 864,587	〔債務負担行為〕 864,587				〔債務負担行為〕 864,587
	251,137	0	251,137				0
トータルコスト	259,075	794	259,869	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	1.0人	0.1人	1.1人	消防防災ヘリコプターの運航管理 (次期運航委託契約の経費)			
工程表の政策目標(指標)	-						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

現行の消防防災ヘリコプターの運航委託契約が令和2年3月末で終了するため、その後の操縦及び整備点検等の運航管理業務を委託し、引き続き県民の生命・身体・財産の安全と安心の確保に努めていく。

2 主な事業内容

(1) 令和2年度からの安定した運航体制を確保するため、債務負担による複数年契約(5年間)とする。  
(債務負担限度額：834,227千円)

ア 契約内容

委託期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日  
運航方法：民間委託  
委託内容：機体の操縦、点検整備、運航管理、飛行計画の作成等  
委託人員：操縦士3名(令和4年3月31日までは2名)  
整備士3名、運航管理担当1名

イ 現行の委託内容との主な変更点

「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(令和元年9月24日消防庁告示)に基づき、2人操縦士体制とする。(令和4年4月1日から)

ウ スケジュール予定

令和2年1月末 入札公告(WTO案件)  
令和2年3月中旬 入札・契約  
令和2年4月～ 操縦士等の確保・訓練(現行の受託会社以外と契約する場合)  
令和2年7月～ 当該契約に基づく運航開始

(2) 現行の運航委託の延長に伴う債務負担の追加(債務負担限度額：30,360千円)

上記の運航委託の一般競争入札により、現行の受託会社以外が落札した場合には、令和2年4月から6月までの間、操縦士等の訓練期間とするため、防災ヘリの運航にあたっては現行の受託会社と契約の延長を行うものとし、この3か月間の経費の債務負担を追加する。

〔この場合において、令和2年4月から6月までの間の訓練は、落札した新受託会社の経費で訓練を行うため、上記新契約に基づく経費は発生しない。〕

	H27.4	～	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	～	R7.3
次期委託				(操縦士等の確保・訓練)			防災ヘリの運航		
現行委託	防災ヘリの運航			防災ヘリの運航 延長					

3 債務負担行為限度額

(単位：千円)

期 間	限 度 額			備 考
	次期運航委託	現運航委託	計	
令和2年度	110,297	30,360	140,657	
令和3年度	143,583	-	143,583	
令和4年度	208,272	-	208,272	
令和5年度	182,908	-	182,908	
令和6年度	189,167	-	189,167	
計	834,227	30,360	864,587	



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
消防学校給湯・衛生設備機器等保守点検業務委託	消防防災課	千円 1,566		千円	令和2年度から 令和4年度まで	1,566	千円	千円	千円	千円	1,566
消防防災ヘリコプター 運航管理業務等委託	消防防災課	864,587			令和2年度から 令和6年度まで	864,587					864,587

件名	議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（令和元年11月5日専決）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 鳥取県手数料徴収条例の規定中、引用する「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改める。</p> <p>3 施行期日 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日とする。</p>

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 略

(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第2条 略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第3条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(144) 略</p> <p>(145) 高压ガス保安法第31条第2項(高压ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高压ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,300円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき8,800円)</p> <p>イ～キ 略</p> <p>(146)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(144) 略</p> <p>(145) 高压ガス保安法第31条第2項(高压ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高压ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,300円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき8,800円)</p> <p>イ～キ 略</p> <p>(146)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日から施行する。

